

家庭的保育事業等の認可について

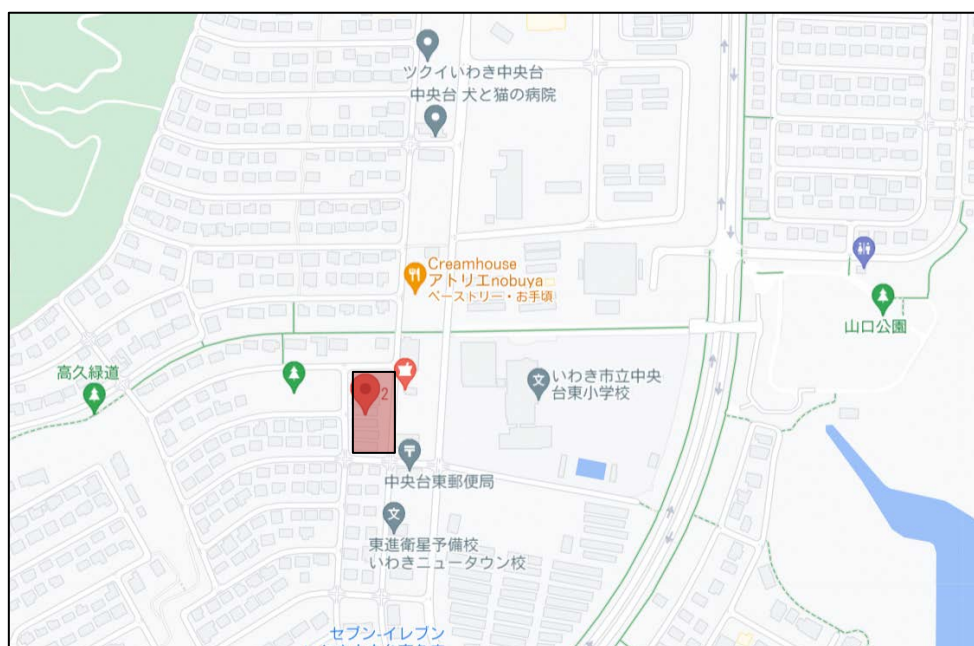
1 概 要

次の園について、関係法令等に基づき、市長が認可を行うに当たって、当分科会の意見を伺うもの。

施設名称	中央台東保育園
認可・開園予定日	令和3年7月1日
施設類型	小規模保育事業所（A型）
認可(利用)定員	0歳：6名 1,2歳：13名 合計 19名
法人名	社会福祉法人 栄和会
代表者職・氏名	理事長 宮内 丈夫
施設所在地	いわき市中央台高久2丁目21
現施設類型	なし（新規）
認可基準(市条例等)	適：（P3参照）
第二次こどもみらいプランへの 位置づけ等の有無	有
運営実績等	P4参照

施設位置図

○中央台東保育園（いわき市中央台高久2丁目21）



◇ 中央台東保育園



2 主な基準と確認内容及び基準適合の適否

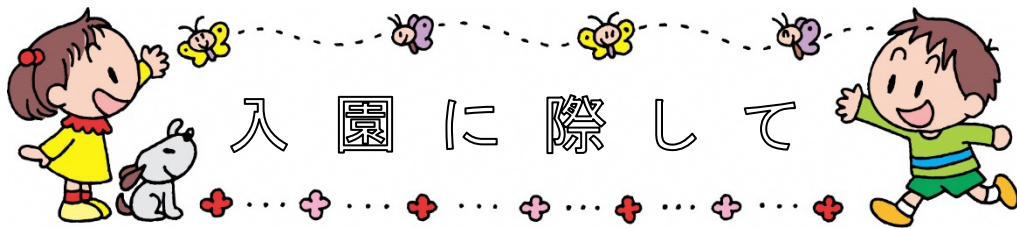
「市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等」に基づくもの。

	基準（条文抜粋）	確認内容																											
第7条	（保育所等との連携） 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「<u>連携施設</u>」という。）を適切に確保しなければならない。 <u>連携施設</u>・・・家庭的保育事業所等は、保育所等との間で、次の3つの内容を満たした協定を締結する必要がある。 ① 集団保育の機会の提供や地域型保育事業者に対する相談・助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと ② 代替保育（保育者の急病などの際に連携施設で子どもを預かる又は職員を派遣すること） ※ 例外的に小規模保育事業所等との連携でも可 ③ 卒園後の受け皿（地域型保育事業が0～2歳のみの保育事業であるため、3歳（満3歳となった年の年度末以降）の受け皿施設となること）	以下の施設と連携体制を確保済み ・中央台保育園（自法人の保育所）																											
第16条第1項	（食事） 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。	施設内に調理設備を設け、調理員を確保し自園調理による給食の提供を行うことを確認																											
第18条第1項	（利用乳幼児及び職員の健康診断） 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を行わなければならない。	嘱託医・嘱託歯科医との委嘱契約、年間行行事予定表により検診日程を確認																											
第29条 関係	（設備の基準） ① 乳児室又はほふく室（0,1歳児×3.3㎡） ② 調理設備 ③ 保育室又は遊戯室（2歳児×1.98㎡） ④ 屋外遊戯場（2歳児×3.3㎡） ⑤ 便所 を設けること。	見取り図及び現地調査等により確認 <table><tr><th colspan="3">① 乳児室又はほふく室</th></tr><tr><td>0,1 歳児</td><td>必要面積</td><td>保有面積</td></tr><tr><td>12 名</td><td>39.6 ㎡</td><td>48.62 ㎡</td></tr></table> <table><tr><th colspan="3">③ 保育室又は遊戯室</th></tr><tr><td>2 歳児</td><td>必要面積</td><td>保有面積</td></tr><tr><td>7 名</td><td>13.86 ㎡</td><td>21.46 ㎡</td></tr></table> <table><tr><th colspan="3">④ 屋外遊戯場</th></tr><tr><td>2 歳児</td><td>必要面積</td><td>保有面積</td></tr><tr><td>7 名</td><td>23.1 ㎡</td><td>1,655.8 ㎡</td></tr></table>	① 乳児室又はほふく室			0,1 歳児	必要面積	保有面積	12 名	39.6 ㎡	48.62 ㎡	③ 保育室又は遊戯室			2 歳児	必要面積	保有面積	7 名	13.86 ㎡	21.46 ㎡	④ 屋外遊戯場			2 歳児	必要面積	保有面積	7 名	23.1 ㎡	1,655.8 ㎡
① 乳児室又はほふく室																													
0,1 歳児	必要面積	保有面積																											
12 名	39.6 ㎡	48.62 ㎡																											
③ 保育室又は遊戯室																													
2 歳児	必要面積	保有面積																											
7 名	13.86 ㎡	21.46 ㎡																											
④ 屋外遊戯場																													
2 歳児	必要面積	保有面積																											
7 名	23.1 ㎡	1,655.8 ㎡																											
第30条 関係	（職員の配置の基準） ・ 保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ・ 保育士は以下の数の合計数に1を加えた数以上とする。 乳児：おおむね3人につき1人 1,2 歳児：おおむね6人につき1人	職員名簿・履歴書・資格証により確認 <table><tr><th>必要職員数</th><th>配置職員数</th></tr><tr><td>6名</td><td>8名</td></tr></table> ※ 平日・土曜のシフトも含めすべての時間帯において基準を満たすことを確認	必要職員数	配置職員数	6名	8名																							
必要職員数	配置職員数																												
6名	8名																												
第19条 関係	（家庭的保育事業所等内部の規定） 家庭的保育事業者等は、事業の運営についての規則で定める重要事項に関する規定を定めておかなければならない。	別紙「入園のしおり」により確認																											

3 運営実績について

同法人が運営する他施設概要等については以下の表のとおり。

施設名称		さかえ保育園	中央台保育園
認可・開園日		昭和 52 年 3 月 31 日	平成 3 年 4 月 1 日
施設類型		保育所	保育所
園舎面積		772 m ²	576 m ²
屋外遊技場		5280 m ²	1686 m ²
認可 (利定 員用)	計	360 名	280 名
	3～5 歳	210 名	170 名
	1,2 歳	110 名	85 名
	0 歳	40 名	25 名
入所児童数 (R3.4.1 時点)		309 名	271 名
職員数	保育士	43 名	42 名
	調理士	6 名	6 名
施設所在地		常磐上湯長谷町扇田 74	中央台飯野一丁目 25-1
【施設外観】			



やわらかな陽射しの中で、木々の芽や花のつぼみがふくらんで、春の訪れを知らせてくれています。お子様方は、入園の日を楽しみに大きな期待に胸をおどらせていらっしゃるでしょう。

保育園は、保護者が働いていたり又は病気であったり、家族の看護や介護のために子どもの保育が困難である等の理由により、保護者に代わって保育（養護と教育）を補完するところであり、子ども達が友達と一緒に楽しい集団生活を送る場です。

保育園では、園児が健康で意欲的な活動をし、より健やかに成長することを願い、職員は豊かな愛情をもって接し、知識の修得と技術の向上に努め、子ども達の発達を考慮して計画を立て、保育にあたっております。

また、保育園は子ども達が一日の中で大半の時間を過ごす場所であり、保育士は日常的に子ども達と接する立場にあることから、児童虐待の早期発見に努力するよう求められ、発見した場合の通告義務が課せられています。児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応により、子ども達の健全な成長のサポートに努めたいと思います。



乳幼児の心身の調和的発達をめざし、良い環境の下で精神安定を図ることを主目標とし、自主性と規律のある衛生的な生活習慣を身につけ、

- 家庭や地域社会との連携を図り、保護者の協力の下に家庭養育の補完を行います。
- 子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図ります。
- 養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成します。
- 地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たします。

1、保育時間及び休園日

(1) 保育時間

開所時間は 平日 7時から19時まで

土曜日7時から18時までになります。



7:00	8:30		16:30	18:00	19:00
延長保育		短時間保育 コアタイム（月曜日～金曜日）			延長保育
延長保育		短時間保育 コアタイム（土曜日）			延長保育
7:00					18:00 19:00
標準時間保育（月曜日～金曜日）					延長保育
標準時間保育（土曜日）					

* 延長保育の申し込みは、入園式当日に担任から申込書をお渡しいたします。

* 延長保育料は、**保育短時間利用**の場合は、利用時間前後に1回につき300円を

お預かりします。

保育標準時間利用の場合は、18時以降に1回につき300円を

お預かりします。

1ヶ月のご利用が15回以上になる場合は、朝夕それぞれに一律1ヶ月4,500円の延長保育料となります。

(2) 保育料について

・0、1、2才児さんは、いわき市より決定されました金額を、保育園に直接納入して頂くようになります。

・各種費用の支払いにあたっては、別紙①をご参照下さいますようお願いいたします。

(3) 都合や体調が悪く欠席又は遅れて登園する場合は、必ず朝9時までに電話連絡をして下さい。

(4) 休園日は日曜、祝日と8月13日～8月15日、年末年始です。



(5) 地震・台風などの災害により断水した場合は、臨時に休園する場合がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



(6) 送迎について

- ・保育園への送迎は、保護者が責任を持って行って下さい。

また、代わりの方がお迎えに来る場合は、必ず前もって誰が何時頃にお迎えに来るのかを連絡して下さい。事前に連絡がない場合はお渡しできないので、ご了承ください。

- ・朝夕の送迎の際は、入口専用の門扉からお入り頂き、出口専用の門扉から出て頂くようになります。

混み合う時間帯がありますので、お車を駐停車する際と乗り降りする際は、前後左右お気をつけ下さいますようお願い致します。

- ・午前10時より午後3時まで、正面玄関は防犯の為施錠しますので、その間はインターホンを使ってご連絡下さい。ご父兄の方は、正面玄関までで、中には入れませんのでご注意ください。

- ・送迎の時間帯があらかじめ分かるようであれば、入園式後に担任までお知らせ下さい。



(7) 慣らし保育について

お子様がスムーズに保育園の生活に慣れるように、約2週間を目安に慣らし保育をお勧めしています。保護者から離れお部屋で1時間位の少しの時間から過ごして、徐々にお給食を食べてから、午睡後の後にと、時間を延ばして行くようにしています。期間については、担任と相談して行って下さいますようお願い致します。

(8) 支給認定の変更について

住所、電話番号及び就労先等の変更は、その都度担任にお知らせ下さい。

また、地区の保健福祉センターに支給認定申請書(変更申請)と、就労先の変更の場合は、就労証明書も提出することになりますので別紙②をご参照くださいますようお願いいたします。



2、保育時間割

0, 1歳児		2歳児	
時 間	日 課	時 間	日 課
7:00	順次登園 自由遊び	7:00	順次登園 自由遊び
9:30	かたづけ 朝の会	9:30	あつまり 朝の会
10:00	おやつ	10:00	おやつ
10:20	クラス別保育	10:20	クラス別保育
11:20	昼食	11:30	昼食
12:00	昼寝	12:30	昼寝
14:30	起床	14:30	起床
15:00	おやつ	15:00	おやつ
15:30	自由遊び 順次降園	15:30	自由遊び 順次降園
19:00	保育終了	19:00	保育終了



子ども達にとって遊びはとても大切で、遊びの中からいろいろな事を経験し学んでいきます。

とくに朝夕の自由遊びの時間は、自分から遊びを見つけたり友達を誘ったり誘われたりして、自由な活動を通して友達と遊ぶ楽しさを経験します。また、集団生活はお友達同士協力し合ったり、約束やルールの大切さを知る場であります。

保育士は、子どもの体力や能力に応じた安全で楽しい遊びに発展するよう、またどの子どもも遊びに参加できるように配慮しています。



3、給食

保育園の給食は、乳幼児の生命を保持し心身の発達のために重要であるとともに、人間の食習慣の基礎を築くという大きな意味を持っています。保育園では、献立表に基づいて園で調理され、子ども達は友達と一緒に楽しく食べる中で偏食が矯正され、食事についての正しいマナーを身につけながら、食物の大切さを知り情操豊かな人間性が育つようにしています。

(1) 保育園給食の形態

0, 1, 2歳児 { 午前・・・おやつ
 { 昼食・・・ごはん又はパン、副食
 { 午後・・・おやつ



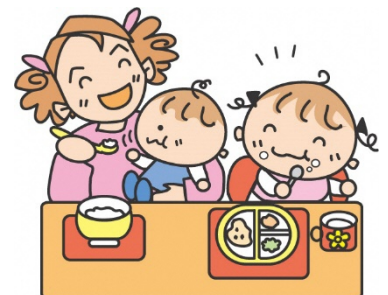
*** アレルギーのあるお子さんには「アレルギー疾患生活管理指導表」と「食物アレルギー食品チェック表」の提出をお願いしております。**

(2) 保育園給食栄養給与目標

子ども一日の栄養所要量のうち家庭で50%～60%摂取するものと考え、保育園では、昼食とおやつと合わせて40%～50%給与することになっています。

次のことがらに気をつけて下さい。

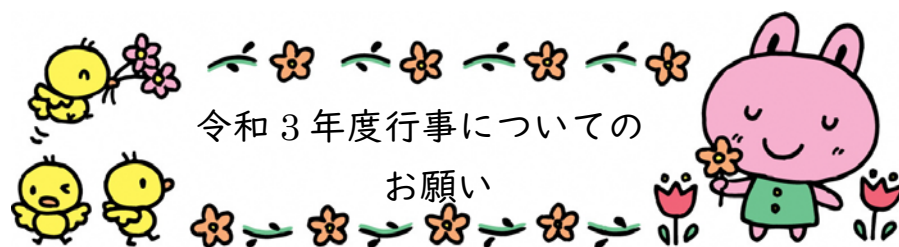
- ・朝食は、子どもにとって1日の活動源です。必ず食事をとってから登園させて下さい。
- ・献立表は、前月の末日に（1月は4日に）配布します。



4、年間行事予定

乳幼児期における生活や経験は、子ども達の成長に大きな影響を与えます。この発達に時期に望ましい行事を選択し、その行事のもつ意義が、子ども達の生活や経験の中に充分活かされるよう配慮しながら、次の一年間の行事を行っています。

	保 育 行 事 予 定（令和3年度は、4～6月は参考）
4月	入園式 午睡開始(0～2才)
5月	子どもの日の集い 内科検診
6月	春の遠足（親子遠足は当分の間見合わせます）
7月	七夕まつり プール開き
8月	防犯訓練 プール納め
9月	お月見会
10月	秋の遠足(親子遠足は当分の間見合わせます)
11月	七五三 マラソン大会 内科検診
12月	お餅つき
1月	お正月 防犯訓練
2月	節分 保育参観(1, 2歳児)
3月	お雛祭り 満了式
毎月 その他	交通保育 身体測定 避難訓練 お誕生会 各種検査(尿、ぎょう虫卵検査)



- ・入園式前日(4月3日)は、延長保育をお休みし、18:00までの保育といたします。
 - ・入園・進級式と春・秋の遠足、運動会当日は行事のみとなり、普通保育は全員お休みとなります。
 - ・3月の保育参観は、1才～2才児のみとなります。参観終了後は、お家の方と一緒に
お帰りとなります。また、0才児さんは土曜日保育を行います。
- ＊令和3年は、オリンピックの影響で祝日が例年と変更になっております。
- 「海の日」は 7 月 22 日(木)「スポーツの日」は 7 月 23 日(金)になります。
- 保護者の皆様には ご理解とご協力をお願いいたします。

5、健康管理

子ども達が心身ともに健康で生き生きと保育園生活をおくるために、次のことを実施しています。

(1) 健康診断及び計測

- ・園児の健康診断を園の嘱託医により実施します。

内科検診 やまぎわこどもクリニック 山際一浩先生

歯科検診 中央台歯科医院 酒井奈菜恵先生

- ・ぎょう虫卵検査を年1回と尿検査を年1回実施します。
- ・身長、体重を毎月、頭囲・胸囲を5月と10月に測定します。
- ＊計測の結果は、連絡帳に記入し、お知らせいたします。



(2) 薬の服用について

薬は本来、医師や看護師、お子様の管理者である保護者が与薬(薬をあげる事)を行う事が前提となっております。やむをえず必要な場合にのみ「お薬依頼書」と共に受付いたします。かかりつけ医と相談頂き、一日2回の薬にさせていただきますと園での服用がなくなりますので、ご協力をお願いいたします(詳しくは別紙③をご参照ください。)

(3) 病気の予防について

- ・別紙の学校伝染病に罹った時は、決められた期間お休みさせて下さい。

なお、病気が治って登園する場合には、本人の健康状態が保育園の生活をするのに支障がないかどうか無理をせず、医師と相談の上、別紙④の「登園証明書」を提出し登園させるようにして下さい。

- ・前日に発熱や嘔吐があったり、当日朝に気分がすぐれずに登園するときは必ずその旨を伝えて下さい。そして、当日の緊急連絡先を必ず担任へお伝え下さい。



(4) お願い

- ・保育中発熱したり、具合が悪くなった時は、保護者の方の①勤務先又は②携帯電話へ電話連絡しますので、お迎えをお願いします。

また、現在保育園では、熱がさがってもすぐには登園せず、解熱後1日(24時間)ご家庭で様子を見ながら安静に過ごしていただきますようお願いしています。

- ・休日中に発熱があり下がって1日(24時間)が過ぎた、また下痢・嘔吐があったが体調が戻り1日(24時間)が過ぎた時も、登園する時は必ずその旨を伝えてください。
- ・小児ぜんそく、ひきつけ、関節が外れやすい子、アレルギーのある子、薬品に負けやすい子等、保育をする上で注意しなければならない事、又お子様の様子など園での参考になる事がありましたら、必ずクラス担任にお知らせ下さい。

☆生育歴にも右下の「その他」の欄にご記入をお願いいたします。

- ・予防接種については、集団生活をするうえで必要になりますので、年齢に応じて、又医師と相談のうえ接種するようお願いいたします。



6、苦情受付について

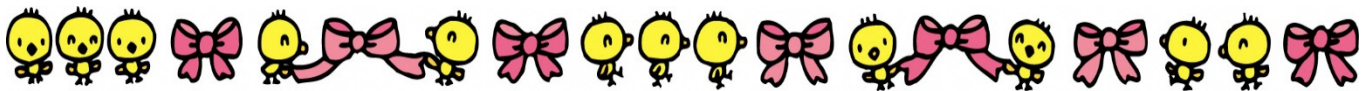
当園では社会福祉法第82条の規定により、利用者からの苦情に、適切に対応する体制を整えています。

保育園における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、苦情解決に努めるようにしております。

苦情は直接電話、書面などにより受け付けるほか、苦情受付箱への投書でも結構です。

7、個人情報の利用と管理について

園の運営管理上の利用、保育サービスの中での記録のための利用、医療機関を受診する場合の利用、関係機関との連携などにおきまして、個人情報を取り扱いさせていただきます。また、お子様の写真を園だより・HP・掲示などに利用させていただきます。職員間での共通理解のもと、守秘義務は守ります。



よろしく
お願いします

